

仙台市障害者保健福祉計画に係る監視等実施方針の策定について

平成 25 年 6 月 7 日
障 害 企 画 課

1 これまでの経過等

(1) 障害者施策推進協議会（以下「協議会」）においては、平成 21 年 3 月に「仙台市障害者施策推進協議会モニタリング実施要領」を策定。それまで明文化されていない状況で行っていた仙台市障害者保健福祉計画に係るモニタリングをこの要領に基づき実施することとした。

(2) 平成 24 年 3 月に仙台市障害者保健福祉計画（平成 24 年度～29 年度）及び第 3 期仙台市障害福祉計画（平成 24 年度～26 年度）を一体的に策定し、進捗状況に係る監視（モニタリング）等を行う旨を記載。

これは、これまでの協議会におけるモニタリングはもとより、計画策定中に改正された障害者基本法により、合議制機関（本市の場合、協議会）に障害者施策の実施状況を監視する規定が追加されたことをふまえたものである。

(3) 計画策定後、障害者自立支援法の改正（障害者総合支援法の施行）に伴い、障害福祉計画について調査、分析及び評価を行う旨の規定が更に追加。

(4) その他要領の次の事項等について整理が望ましい状況にある。

①「実施要領」という名称は本来、実施手続きを定めるもの

⇒実際の具体の進め方は、その都度協議会に諮って決定

②対象は当時の障害者保健福祉計画のみ⇒実態としては障害福祉計画についても実施

③モニタリングを協議会の事務に位置づけ⇒監視が法律に明文化

④要領中、「監視」がモニタリングの一部として使用⇒用語の整理が必要

2 方針策定に向けた考え方

これまでの経過等をふまえ、実施要領を廃止し、方針を策定する。

(1) 内容を簡素化し、基本的な方針を定めるものとするとともに、名称を変更。

(2) 現行の障害者保健福祉計画及び第 3 期障害福祉計画が一体的に策定されていることをふまえ、障害者基本法の「監視」と障害者総合支援法の「調査、分析及び評価」の事務について一体的な事務として実施する。

(3) 対象は現行の障害者保健福祉計画及び第 3 期障害福祉計画とする（新たな計画策定時には、あらためて内容を検証し、必要な改廃を行うことを前提に整理。）。

(4) 協議会が行う調査等だけでなく、市が行う調査等に基づき評価を行う。

↓

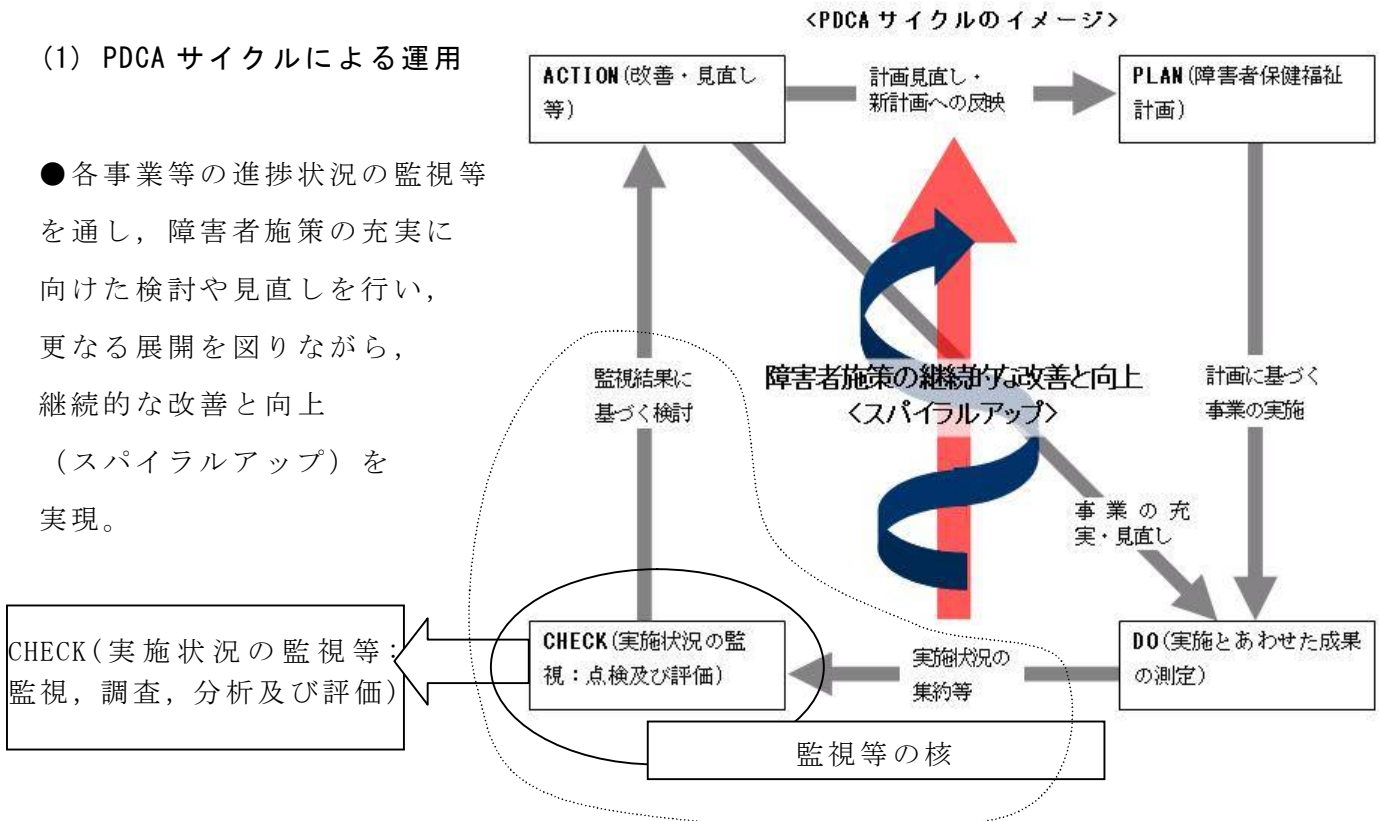
「仙台市障害者保健福祉計画に係る監視等実施方針」として策定（資料 4-2 参照）

3 進捗管理の全体像及び今年度の取組

＜平成24年度仙台市障害者施策推進協議会第6回会議資料より抜粋，一部修正＞

(1) PDCAサイクルによる運用

●各事業等の進捗状況の監視等を通し，障害者施策の充実に向けた検討や見直しを行い，更なる展開を図りながら，継続的な改善と向上（スパイラルアップ）を実現。



(2) 計画期間(平成24年度～29年度)における年度ごとのスケジュール

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
障害者保健福祉計画	18～23年度	平成24年度～平成29年度(6年間)						(仮称)新障害者保健福祉計画(平成30年度～)
計画策定	両計画の位置づけをふまえた実施状況の監視等が必要					第3期障害福祉計画の実施状況集約		
実施状況の監視(モニタリング)等	監視、調査、分析及び評価 障害者等保健福祉基礎調査	策定作業	監視等手法の検討 前計画の実施状況集約	調査(ヒアリング等実施)	障害福祉計画の進捗状況をあわせた中間評価実施	調査(ヒアリング等)実施	調査(ヒアリング等)実施	障害者保健福祉計画の評価実施(仮称)新障害者保健福祉計画策定作業
ニーズ調査			手法の検討			詳細なアンケート手法の検討	アンケート調査の実施	実施状況の集約
計画策定	策定作業	第2期障害福祉計画の実施状況の集約	保健福祉計画の監視とあわせて、24年度の状況集約	中間評価にあわせて状況集約 次期障害福祉計画策定作業	第3期障害福祉計画の実施状況集約			
障害福祉計画	第2期計画 21～23年度	第3期計画：平成24年度～平成26年度(3年間)			次期障害福祉計画(平成27年度～)			

総合支援法における障害福祉計画の規定
88条の2(抄)

市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

※88条第2項

市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 3 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

25年度の取り組み

(3) 25年度における取り組み及び予定

① 監視

協議会事務局において、次の事業等について平成24年度の状況等に関する資料を作成し、平成25年度第2回協議会に提出する。

ア 仙台市障害者保健福祉計画に掲載されている事業

イ 仙台市障害者保健福祉計画の重点プロジェクト対象事業で掲載されていない新規事業等

ウ 協議会が平成24年度に審議した28の市単独事業

エ 第3期仙台市障害福祉計画に掲げる数値目標及び見込み量

② 調査

協議会として、障害者やその家族、市民、障害者団体、障害福祉サービス事業者等に対するヒアリングを行う。

なお、ヒアリングの実施日時及び形式等の実施手法については、平成25年度第2回協議会において、これまで協議会で実施してきた協議会委員による合同ヒアリング、事業所等訪問ヒアリング等を参考に審議の上、具体的な実施手法を決定し、来年開催予定の第3回協議会までの間に実施する。

その後、事務局において結果報告を作成し、第3回協議会に提出する。

③ 分析及び評価

①の監視に関する資料については第2回協議会において、②の調査に係る結果報告については第3回協議会において審議する。